

# News Release



平成 30 年 6 月 ● 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成29年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成29年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

### 1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

平成29年度における監査は、電気事業者(13社)及びガス事業者(224社)に対して実施し、本日、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の要旨を公表するものです。

### 2. 添付資料

- ・平成29年度電気事業監査の要旨について
- ・平成29年度ガス事業監査の要旨について

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
統括ネットワーク事業管理官 野沢  
電話:03-3501-1511(内線 4381~4)  
03-3501-1552(直通)

## 平成29年度電気事業監査の要旨について

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（13社）に対して実施した平成29年度の監査結果の要旨を報告する。

### 1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成29年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認したほか、「約款の運用等」及び「託送供給等収支の計算」についても重点監査項目に追加して確認した。

### 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成28事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成29年度中に実施したものの。

### 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が実施した。

#### ◆一般送配電事業者等

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所及び営業所等において監査を実施した。

### 4. 監査の内容

#### ◆一般送配電事業者等に対する監査

##### ①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、

送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者（改正法附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般送配電事業者等

(1) 総論

平成29年度において実施した監査の結果については、監査実施者から45件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、10事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	13	1	1	2	1	1
現地立入監査実施箇所数	13	4	4	4	11	4
書面監査実施数	-	-	-	-	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	13
現地立入監査実施箇所数	8	8	3	5	3	67
書面監査実施数	-	-	-	-	-	-

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は13になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	14
	② 財務諸表に関する監査	3
	③ 部門別収支に関する監査	5
	④ 託送供給等収支に関する監査	20
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	3
合計		45

(4) 適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

平成29年度の監査結果のうち、電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項は以下のとおりである。

<一般送配電事業者の建設仮勘定の会計整理について（良好事例）>

一般送配電事業者の建設仮勘定のうち、先行取得資産（※）は他の資産とは異なり、各社の事業環境や土地整備計画等の外的要因によって工事計画の変更や稼働開始日の延期が生じやすく、竣工後稼働開始までに5年以上の長期間を要する場合がある。

先行取得資産に対して、各社は他の建設仮勘定と同様に「固定資産の減損に関する会計基準」（企業会計審議会）にもとづく減損処理を行い、また物理的減耗を評価損計上を行うことにより、先行取得資産の残高が累積的に増加しないよう会計整理を行っている。

とりわけ東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力株式会社及び中部電力株式会社は、

未稼働の期間が一定期間以上経過している場合や、将来の一定期間以内に使用が見込まれない先行取得資産について、減損の兆候があるものと個別に判定し、費用や損失をより早めに計上する考え方を減損判定ルールに反映し、減損損失を計上している。この減損判定ルールは、先行取得資産に対するより望ましい会計整理の方法と考えられる。

先行取得資産は、長期需要計画にもとづき取得する電気事業に必要な資産であり、今後も恒常的に発生することが想定されている。その一方で、長期需要計画の大幅な変更や、先行取得資産の稼働開始予定時期が著しく延期するリスクも想定される。

先行取得資産の保有期間が5年超の長期にわたるなど、将来の一定期間以内に使用が見込まれないことが想定される場合には、上記の良好事例にならい、費用や損失をより早めに計上する考え方を減損判定ルールに反映することが望ましい。

(※)建設仮勘定のうち、既に完成または竣工した設備等の固定資産で未稼働のものをいう。

## 関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づき調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第27条の12 第7条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第1項中「第6条第2項第4号」とあるのは「第27条の7第2項第4号」と、同条第2項及び第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第9条第1項中「第6条第2項第5号」とあるのは「第27条の7第2項第5号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「第27条の7第2項第2号若しくは第3号」と、第22条第1項及び第23条第1項第2号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、

第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条

(略)

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第107条

(略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第114条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第2条

（略）

2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（略）

（監査）

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。



(略)

(権限の委任)

附則第25条の10

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

## 平成29年度電気事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用	工事費負担金の算定誤り	地中工事こう長が150mを超える地中供給側接続設備において、①需要家設備に添架工事こう長の20%に相当する値を新規に施設する供給側接続設備の工事こう長とみなすべきところ、みなし計算を失念し、②工事負担金の消費税抜単価に消費税率を乗じるべきところ、消費税込単価に消費税率を乗じて工事費負担金を算定した。そのため、需要家に対して過大に請求した案件が確認された。	託送供給等約款に基づき、適正な工事費負担金の算定を行うべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
2	同上	接続検討に関する不適正な取扱い	太陽光発電事業者の新電力への売電先のスイッチングに際して、ネットワークサービスセンター担当の再エネ特措法施行規則に関する誤判断により、本来取付けの必要がない出力制御システムに付随する計測表示ユニットについて、発電事業者が取付けを条件に託送供給承諾を行った。その後、この発電事業者が同装置を設置したが、設置後に取付け不要ということが発覚したことから、この発電事業者と同装置取付け費用分の損害を与えた。	関係法令に則った適正な業務実施を行うべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
3	同上	託送料金に係る延滞利息の算定誤り	託送料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまでの期日に基づいて延滞利息を算定することが託送供給等約款に定められているが、この延滞日数を10日間で算定すべきところ誤って6日間で算定したため過小に請求を行った案件が1件確認された。	託送供給等約款に基づき、適正な算定を行うべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
4~12	同上	電力量の誤通知及び託送料金の誤算定等	託送供給関連業務の一部において、電力量の誤通知及び託送料金の誤請求等が発生するなど、託送供給等約款に基づき適正に運用されていなかった事実が確認された(9事業者)。	託送供給等約款に基づく適正な処理を実施し、再発防止に努めるべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
13	同上	農事用電力休止中用量に関する特定小売供給約款の不遵守	スマートメーター設置済みの農事用電力に係る需要家が、平成28年3月以前に需給契約を休止し、平成28年4月以降に同契約を復活した際、一部の需要家において休止中に使用量が上昇していることを把握していたにもかかわらず、社内規程に基づく需要家への使用確認や請求を行わず、特定小売供給約款に基づく警告や供給停止も行っていなかった。	特定小売供給約款に基づく警告や供給停止を行うべきであった。今後は特定小売供給約款を遵守し、再発防止に努めるべきである。	特定小売供給約款
14	同上	計量器の誤差試験に関する社内規定の不遵守	計量器の有効期限切れによる電気の使用量の協定を行う際、誤差試験を行い、公差の範囲内(JIS)であればそのまま実績値で協定している。今回、計器の容量が120Aでやるところ30Aと勘違いして計測していた。(計測の際の負荷電流はJIS規格に合わせ、定格電流の20、50、100%をかけて実施することとしており、本来、24A、60A、120Aであることを、6A、15A、30Aで実施していた)	事業者が定める社内規程どおり適正に試験を実施するべきである。	電気供給約款別表8(4)社内規程
15、16	財務諸表	先行取得資産(建設仮勘定)の物理的減耗に係る評価損の料金原価算入について	建設仮勘定に計上された長期未稼働の先行取得資産の物理的減耗に係る評価損を料金原価に算入していた(2事業者)。	託送供給等約款料金及び特定小売供給約款料金に係る規則及び審査要領の趣旨に照らし、原価算定期間中に稼働予定のない先行取得資産の物理的減耗に係る評価損は、今後料金原価に算入すべきではない。なお、営業費総額に占める評価損の割合は僅少であるため、現行料金の見直しでは不要である。	託送供給等約款料金算定規則第3条、託送供給等約款料金審査要領第2章第2節5.(1)、特定小売供給約款料金算定規則第2条、特定小売供給約款料金審査要領第2章第2節4
17	同上	原契約の支払条件変更における社内規程違反	契約受注先との原契約の支払条件は、社内規程にて契約納期に検収後(一括)払いとしているところ、主に電力会社側の事情で納期が1年8か月後へ二度先送りとなったため、受注先と支払条件を見直し、分納払いに変更して2度「分納検収」払いとした。社内規程上変更契約書の作成を定めている。社内規程に基づき、変更契約書を作成しなかった規定違反があった。	社内規程を順守すべきである。	社内規程
18	部門別収支	法人税等調整額の配賦誤り	平成28年度の事業者ルールとして、法人税率の変更による繰延税金資産の減少に係る法人税等調整額を特定需要・一般需要外部部門に整理する旨の届出を行った。しかし、当年度は法人税率の変更がなく、省令通り法人税等調整額を各部門に配賦すべきところ、誤って特定需要・一般需要外部部門に整理していた。	平成28年度は法人税率の変更がないことから、省令通り法人税等調整額を各部門(特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門)に配賦すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第13(1)
19	同上	一般管理費、変電費の部門別整理等に使用する「帳簿原価比」の適用に係る事業者届出基準の提出漏れ	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3に基づき、原則として一般管理費及び変電費の活動帰属基準及び配賦基準には固定資産の「帳簿原価」を用いるべきところ、事業者は償却帳簿原価(電気事業会計規則上の帳簿原価から工事費負担金を控除した額)を継続的に使用している。しかし、省令と異なる基準を使用することについて、事業者届出基準の届け出を失念していた。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項に基づき、適正に事業者届出基準の届け出を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項
20	同上	法人税等のうち、事業税(附帯事業にかかる部分)の配賦誤り	平成24年度までは、附帯事業等において法人税法上の繰越欠損金が生じたため、事業税(所得割)が発生していなかった。平成25年度より平成28年度において課税所得の発生に伴う事業税(所得割)を特定需要・一般需要外部部門に整理することを失念していた。	平成25年度から平成28年度の毎期の部門別収支計算書上、法人税等に含まれる事業税(所得割)は、省令上の規定に従って、特定需要・一般需要外部部門に整理する。なお、事業税(所得割)以外の法人税等の構成要素(法人税及び住民税)については、税引前当期純利益の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門に配分すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第13.(1)
21	同上	電気事業財務費用(環境対策費に限る)の事業者設定基準の提出漏れ	送配電関連費のうち、電気事業財務費用(環境対策費に限る)については、依拠する基準がない中で、事業者設定基準の提出を失念し、送配電関連可変費に整理していた。	送配電関連費のうち、電気事業財務費用(環境対策費に限る)については、送配電関連可変費とする旨の事業者届出基準を設定し、事業者届出基準を再提出するべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支算定規則 別表第26.(8)
22	同上	販売費に直課した一般管理費の整理方法の誤り	販売費に直課した一般管理費の一部費用(賃借料、修繕費、減価償却費、固定資産税、委託費)について、非離島供給費用並びに需要家費用及び一般販売費用への直課が可能であるにもかかわらず、直課を行わず整理していた。	直課整理については、規則にて「可能な限り直課すること」と定められていることから、直課が可能な費用については直課をおこなうべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支算定規則 別表第26.(6)
23	託送供給等収支	社内取引収益(使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益)等の計算誤り	社内取引収益(使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益)の計上額が、実績値ではなく、実契約に基づく契約額全額を計上していた。	使用済燃料再処理等既発電費及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分については、託送料金算定上可変費として位置づけられている(託送料金算定規則第15条)ことから、収益項目(使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分)についても、託送収支計算上可変費扱いにて算定すべきである。また、当該収益項目の修正に伴い、社内取引費用(使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用)の数値、その他費用比で算定する項目、収入比で算定する項目、法人税の金額も併せて修正すべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)④
24	同上	インバランスの供給相当額取引収益及びインバランスの買取相当額取引費用の適用単価誤り	「インバランスの供給相当額取引収益(不足インバランス補給分)」及び「インバランスの買取相当額取引費用」の算定において、自社分の不足・余剰インバランス量に乘じる単価は卸電力取引所が公表するインバランス料金単価に消費税を加えた単価とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税分を割り戻すべきところ、卸電力取引所が公表するインバランス料金単価(税抜)を適用し算定していた。また、平成28年4月から11月におけるインバランス料金単価に修正があったにもかかわらず、インバランス料金単価修正前の単価(税抜)を適用し算定していた。	託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)①ロ及び(2)①ロ
25	同上	近接性評価割引に係る社内取引収益の算定における適用単価誤り	社内取引収益(近接性評価割引相当額取引収益)の算定において、近接性評価割引対象電力量に乘じる単価は託送供給等約款に記載の単価(税込)とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税分を割り戻すべきところ、託送供給等約款に記載の単価(税込)に対して消費税分を割り戻した税抜単価を適用し算定していた。	託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)①イ
26	同上	超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」の計算誤り	託送供給等収支計算書様式第1第5表超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」のうち、実績費用の控除収益の計算において、実績費用(控除収益)の内訳である離島電灯料及び電力料について、基準託送供給料相当額を控除せずに計算していた。	実績費用の控除収益の計算において、実績費用(控除収益)の内訳である離島電灯料及び電力料より基準託送供給料相当額を控除し、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第18. 様式第1第5表
27	同上	インバランス精算に伴い計上される収益/費用のイコールフットの不徹底	インバランス精算に伴い計上される収益/費用を算定する際に使用する30分コマごとの余剰/不足インバランス量を算定する際、社外取引分は相殺している一方、社内取引分は相殺していないため、イコールフットが取れた計算結果となっていなかった。(社外取引分は社内取引分に比べて相殺により圧縮された量で計算されていた)	社内取引収益及び社内取引費用の計算において、イコールフットの取れた計算を行うことは、これまでの制度設計や制度変更における大前提で議論されてきた論点であり、託送収支計算規則別表第13.(1)(2)の趣旨に鑑みても、社内取引分・社外取引分いずれも同一の算定方法でインバランス量を算定し、イコールフットの取れた計算結果とすべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)(2)
28	同上	一般管理費の配分に使用する「帳簿原価比」の適用に係る事業者届出基準の提出漏れ	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第3に基づき、原則として一般管理費の活動帰属基準には固定資産の「帳簿原価」を用いるべきところ、事業者は償却帳簿原価(電気事業会計規則上の帳簿原価から工事費負担金を控除した額)を継続的に使用している。しかし、省令と異なる基準を使用することについて、当年度において事業者届出基準の届け出を失念していた。	電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項に基づき、適正に事業者届出基準の届け出を行うべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項
29	同上	基準託送供給料金等相当額取引収益の算定における適用単価誤り	基準託送供給料金等相当額取引収益(低圧分)の算定において、実績電力量に乘じる単価は託送供給等約款に記載の単価(税込)とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税分を割り戻すべきところ、託送供給等約款に記載の単価(税込)に対して消費税分を割り戻した税抜単価を適用し算定していた。	託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)①イ

平成29年度電気事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
30	託送供給等 収支	乖離率計算書の一部記載 漏れ	託送供給等収支計算書様式第1第9表乖離率計算書の1 乖離率(補正前)の表下部では、想定原価及び想定需要量、実績原価及び実績需要量を集計している期間を記載することが求められているところ、これに相当する情報が記載されていなかった。	省令にて規定される情報(想定原価及び想定需要量、実績原価及び実績需要量を集計している期間)を記載すべきである。	託送収支計算規則別表第12. 様式第1 第9表1
31	同上	乖離率計算書の気温補正 計算誤り	託送供給等収支計算書様式第1第9表乖離率計算書にて気温補正を行う際に、平成28年度制度変更後から新たに託送需要として認識されたいわゆる「新需要」(建設用・事業用電力、停止中所内電力、揚水ロス分)を気温補正の対象とすべきところ、計算上これを加味していなかったため、実態に即していない計算結果となっている。	気温補正の対象とすべき需要を加味したうえで、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第12. 様式第1 第9表2
32	同上	インバランスに係る社内取 引収益・費用の計算誤り	インバランスに係る社内取引収益・費用は、電気関係報告規則第2条に基づき事業者が当委員会に毎月報告している自社需要BGのインバランス実績のデータ(様式第11第4表)を基に算定しているが、当該報告値を誤っていたことによる計算誤りが確認された。	正しいインバランス実績のデータに基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.
33	同上	消耗品費用(社内取引費 用)の一部計上漏れ	消耗品費用を算定する際の諸元となるネットワーク事業用電力量のうち、低圧の定額制供給及び従量制供給に係る電力量の集計が漏れていたことにより、消耗品費用が過少計上となっていた。	集計漏れとなった電力量を加味したうえで、消耗品費用計上額の適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13. (2)⑥
34	同上	インバランス収支計算書等 の「営業収益」の記載誤り	託送供給等収支計算書様式第11表インバランス収支計算書等の営業収益の記載において、託送収益の外数である社内取引収益を託送収益の内数として記載していた。	営業収益の記載において、社内取引収益を託送収益の外数として記載すべきである。	託送収支計算規則別表第14. 様式第11表
35	同上	固定資産明細書の業務設 備「土地」欄の計上額誤り	土地は償却性資産項目ではないにも関わらず、託送供給等収支計算書様式第1第4表固定資産明細書の業務設備「土地」欄に、「減価償却累計額」及び「減価償却累計額増減額」が誤って計上されていた。また、これにより、業務設備「土地」欄の期首帳簿価額残高及び期末帳簿価額残高が正しく計上されていなかった。	業務設備「土地」欄に計上されている金額を、適正な計上額に修正すべきである。	託送収支計算規則別表第17. 様式第1第4表
36	同上	超過利潤計算書の「うち想 定原価と実績費用の乖離 額」の計算誤り	託送供給等収支計算書様式第1第5表超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」のうち、実績費用の控除収益の算定において、燃料費調整額及びインバランス供給に係る収益(他社分)を補正せずに計算していた。	実績費用の控除収益の計算において、燃料費調整額及びインバランス供給に係る収益(他社分)を補正し、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第18. 様式第1第5表
37~42	同上	合理的でない近接性評価 割引額(自社分)の算定	自社分の近接性評価割引額について、託送供給等約款を基に算定すべきところ、近接性評価割引電力量に卸電力取引所への卸電力量、常時バックアップに係る電力量、相対取引(卸)分の電力量及び余剰インバランス量分が含まれており、合理的な算定となっていなかった。(6事業者)	託送供給等約款の合理的な解釈の範囲内で、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13. (1)①イ
43~45	託送供給等に 伴う禁止行為	工事費負担金の精算手続 遅れ	工事完了後の工事費負担金精算について、託送供給等約款上「工事完成後すみやかに精算するもの」とされているところ、精算処理に相当程度の期間を要していたものがあった(3事業者)。	託送供給約款や社内規程等に基づき適正な処理を実施すべきである。	電気事業法18条第2項、 託送供給等約款

## 平成29年度ガス事業監査の要旨について

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(224社)に対して実施した平成29年度の監査結果の要旨を報告する。

### 1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等(以下「法令等」という。)の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成29年度監査においては、ガス事業において、平成29年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正なガス取引についての指針」(平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省)に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

### 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成28事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成29年度中に実施したものの。

### 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者(以下「監査実施者」という。)が実施した。

#### ◆一般ガス導管事業者等

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所及び営業所等における監査及び書面による監査を実施した。

### 4. 監査の内容

#### ◆一般ガス導管事業者等に対する監査

##### ①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般ガス導管事業者等

(1) 総論

平成29年度において実施した監査の結果については、監査実施者から126件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、60事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	10	9	36	92	9	4
現地立入監査実施箇所数	10	11	18	32	11	4
書面監査実施数	-	-	18	61	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	20	14	2	31	1	224
現地立入監査実施箇所数	20	19	3	24	1	153
書面監査実施数	1	-	-	7	-	87

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は224になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	3
	② 財務諸表に関する監査	26
	③ 部門別収支に関する監査	3
	④ 託送供給収支に関する監査	94
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	0
合計		126

## 関 係 条 文

### ○ガス事業法（昭和29年法律第51号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（次号及び第80条第1項において「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（禁止行為等）

第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（監査）

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(勧告)

第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第22条 みなしガス小売事業者（附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。）間の適正な競争関係が



確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

（略）

- 4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第41条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）[抜粋]

(権限の委任)

第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

○改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）[抜粋]

(監査)

第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

## 平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用	託送供給検討申込に対する適用約款誤り	平成28年度中に依頼のあった平成29年度分の託送供給検討申込について、現行の託送供給約款ではなく、平成29年4月1日から適用開始の託送供給約款に基づく検討申込となっていた。	平成28年度中に申し込まれた託送供給の検討を、平成29年4月から実施の新約款に基づいて行うため、平成29年4月実施の新約款を届け出る際に、旧約款(平成28年度中に適用される約款)に附則等で「平成28年度中に平成29年度の託送供給検討申込があった場合は、平成29年4月実施の約款に基づく検討申込及び検討料とする。」旨の規定を追記して届け出るべきであったと考えられる。	託送供給約款
2	同上	契約最大流量超過補償料の徴収漏れ	契約最大流量を超えた場合、託送供給約款の規定に基づき、契約最大流量超過補償料を申し受けることになっているが、平成28年4月から9月の6カ月分について徴収を失念し、その後請求を断念したことから徴収漏れとなった。	託送供給約款の認識や解釈に対する周知徹底に努め、当該規定に基づき、今後は適正に補償料を徴収すべきである。	託送供給約款
3	同上	契約最大流量超過補償料の算定時における実績最大流量の確認漏れ	託送供給約款において、算定期間(原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月)における1時間あたりの実績最大流量が契約最大受入(払出)ガス量を超えた場合には、契約最大流量超過補償料を算定し、申し受けることになっているが、実績最大流量の確認を行っていなかった。	託送供給約款に基づき、算定期間(原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月)における1時間あたりの実績最大流量が契約最大受入(払出)ガス量を超えた場合には、契約最大流量超過補償料を算定すべきである。	ガス事業法第48条第1項、託送供給約款
4	財務諸表	長期滞留建設仮勘定の処理もれ	共同熱調ステーション建設工事が採算面により中止となったにもかかわらず、建設仮勘定に工事費が計上されていた。	建設工事が途中で中止となった場合には、使用見込みのない建設仮勘定を遅滞なく適当な勘定科目(費用または損失)に振り替えるべきである。	ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第5条
5	同上	同上	幹線導管の建設工事(3件)について、平成13年以降一部工事完了後の供給開始時期が決まっておらず、工事費が長期にわたり建設仮勘定のままとされていた。	建設工事が途中で中止となった場合には、使用見込みのない建設仮勘定を遅滞なく適当な勘定科目(費用または損失)に振り替えるべきである。	ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第5条
6,7	同上	建設仮勘定の会計整理誤り	工事期間が1か月以上の建設工事価額を建設仮勘定に会計整理していなかった(2事業者)。	省令に規定された建設工事期間が1月以上の工事は建設仮勘定をもって整理するべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項、第2項
8~11	同上	ガス事業に供しない資産の整理誤り	ガス事業に供しない土地または構築物及び機械装置を業務設備または製造設備として整理していた。また、土地の固定資産税を営業費用に計上していた(4事業者)。	ガス事業に供しない土地は、ガス事業以外の資産として整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の資産の部及び費用の部
12	同上	業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り	ガス事業会計規則別表第1で規定している供給設備以外の資産を供給設備として計上していた。	クッキングスタジオ関連及びショールーム関連設備は全て業務設備とするべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の資産の部
13~16	同上	使用開始時を起点とした減価償却費の計上漏れ	年度内に取得した有形固定資産(導管等)の期末帳簿価額を算定する際に、取得価額に含まれる労務費等に相当する価額の減価償却費を、使用開始時を起点として計上していない(4事業者)。	省令に規定された使用開始時に遅滞なく取得費用を精算し、有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
17	同上	起工式会場設営費の会計整理誤り	倉庫棟の建設に係る工事請負総額を建設仮勘定(建物)に整理すべきところ、その一部である起工式会場設営費については、雑費として費用計上していた。	起工式会場設営費についても、倉庫棟の建設に要する費用の一部であり、建設仮勘定(建物)として整理するべきである。	ガス事業会計規則第5条第1項
18	同上	未収利息の過大計上	高度化融資の設備リース事業の実施にあたり、その1割を保証金として預け、工事完了後、当該保証金を組合の賦課金として相殺した際に、契約条件である千円未満端数切捨処理をせず、端数を未収利息に過大計上していた。	未収利息の過大計上分について、損金計上処理を行う必要がある。	ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第13条
19, 20	同上	業務委託契約書に基づかない費用計上	供給販売費のうち、委託作業費について、受託事業者への支払額のうち委託契約に基づかない費用を計上していた(2事業者)。	適正な取引による費用を計上すべき観点から、業務委託契約書を見直すべきである。	各事業者の社内規程
21	同上	ガス事業に附随する収益(器具販売収益等)の計上区分誤り	営業雑収益に計上すべき一般ガス事業用の器具取付料等調定、器具修理料等調定及びガス小配管工事料調定を営業外収益に計上していた。	一般ガス事業用の器具取付料等調定、器具修理料等調定及びガス小配管工事料調定にかかる収益を営業雑収益に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の収益の部
22	同上	受注工事値引額の請求漏れ	受注工事において工事金額が工事代金を上回った場合、差額を請求せずに、需要開発費に計上していた。	適正な取引による費用を計上すべき観点から、受注工事の差額は当該需要家へ請求すべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の費用の部
23	同上	受託研修費用の計上区分誤り	技術センターに係る一般社団法人日本ガス協会から受託した研修に要する費用を一般管理費に計上している。	日本ガス協会から受託した研修に要する費用は、ガス事業以外の費用と整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の費用の部
24	同上	営業費明細表の一部費用区分誤り	財務計算に関する諸表の内、「営業費明細表」の供給販売費及び一般管理費の租税課金、減価償却費及び合計欄で数値を誤記載していた。	財務計算に関する諸表の作成においては、規則に基づき、正確な数値を記載すべきである。	ガス事業会計規則第2条
25	同上	有価証券利息、受取配当金及び雑収入額の誤記載	財務計算に関する諸表の内、「損益計算書」の有価証券利息、受取配当金及び雑収入の数値を誤記載していた。	財務計算に関する諸表の作成においては、規則に基づき、正確な数値を記載すべきである。	ガス事業会計規則第2条
26	同上	営業外収益の計上科目誤り	損益計算書において、「営業外収益」の「事務請負手数料」、「貸倒引当金戻入」、「雑収入」に整理すべき取引が含まれる帳簿上の勘定科目である「その他雑収入」に整理された収益を全て「事務請負手数料」に計上してしまったため、貸倒引当金の戻入と雑収入に係る収益が誤って「事務請負手数料」に計上されていた。	勘定科目への営業外収益の整理については適切な勘定科目に整理するべきである。	ガス事業法第26条第1項

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
27	財務諸表	附帯事業の貸倒引当金戻入の計上科目誤り	前年度に計上した貸倒引当金の戻入について、「附帯事業収益」に整理すべき貸倒引当金戻入分をガス事業の貸倒引当金戻入分と同様に、帳簿上の勘定科目である「その他雑収入」に整理し、損益計算書上において「営業外収益」の「事務請負手数料」に誤って計上されていた。	省令に規定されたとおり附帯事業に属する収益は附帯事業に整理すべきである。	ガス事業会計規則第12条
28	同上	特定業者との長期継続契約	特定業者との間で長期間継続しているガス漏れ警報器のリース取付契約について、契約単価の根拠が示されない費用が計上されていた。	適正な取引による費用を計上すべき観点から、2社以上から相見積をとり、リース契約の適正単価を確認すべきである。	社内規程
29	同上	工事発注方法に関する社内規程の不遵守	本管修理工事時に導管に貼付する文字シートの作成費用について契約発注がされず、口頭発注がされていた。	事業者の社内規程に基づき、原則として、工事発注案件については工事業者との契約の締結、及び注文書の取り交わしが必要である。	社内規程
30	部門別収支	受注工事費用及び受注工事収益の配賦誤り	部門別収支の算定において、受注工事費用及び受注工事収益の金額は「その他事業」として配賦すべきところ、誤って「ガス事業」として配賦していた。	部門別収支計算書を作成するための第1段階(ステップ1)として、推移展開表の中でガス事業関連費用と収益を「ガス事業」、「その他事業」、「共通分」にそれぞれ整理する際、受注工事費用及び受注工事収益の金額は「その他事業」として配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業部門別収支計算規則別表第1 1
31	同上	対象需要家延調定件数比の認識誤り	部門別収支の算定において、大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦する際に使用する対象需要家延調定件数比について、業務用対象需要家の調定件数の比とすべきところ、家庭用対象需要家も含めた全需要家の調定件数の比と誤認していた。	大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦する際に使用する対象需要家延調定件数比は、業務用対象需要家の調定件数の比とすべきである。	ガス事業部門別収支計算規則別表第1 2. (2)
32	同上	特別損失の算定誤り	特別損失を算定する際、本来、一般ガス事業からは除外すべき製品自主回収関連損失を除外せず、部門別に配賦していた。	特別損失の算定においては、一般ガス事業とは直接関係ない費用は除外した上で、発生の主たる要因に応じて部門別に配賦すべきである。	ガス事業部門別収支計算規則別表第1 2. (2)
33～55	託送供給収支	託送収支計算書上の託送収益の算定誤り	自社規制需要家からの託送収益の根拠とすべき託送供給関連原価単価を誤って算定していた(5事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送収益の根拠となる託送供給関連原価(単価)を適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の託送収益の算定誤り	託送収支計算書上、自社大口需要家からの託送収益の算定の根拠とすべき託送供給関連原価(単価)が、ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に計算されていなかった(5事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給関連原価(単価)を適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の供給販売費の配賦係数誤り	託送収支計算書上、供給販売費を機能別原価へ配賦する際の根拠となる固定資産金額(期首帳簿価額)比等の係数を誤っていた(23事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、供給販売費を機能別原価に配賦する際の根拠となる固定資産帳簿価額比を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の一般管理費の配賦係数誤り	託送収支計算書上、一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際の配賦の根拠とすべき係数(社員数、固定資産金額等)を誤っていた(21事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際の配賦の根拠となる係数を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の製造費及び供給販売費の配賦係数誤り	託送収支計算書上、製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数等を誤っていた(16事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数等の係数を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の運転資本の算定誤り	託送収支計算書上、運転資本の算定において、供給販売費の控除項目の算定方法を誤っていた(3事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、運転資本の算定において、供給販売費の控除項目を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
	同上	託送収支計算書上の営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価等への配賦誤り	営業外収益・費用及び特別利益・損失から託送収益・費用を機能別原価等へ配賦する際に、誤って算定していた(12事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、営業外収益・費用及び特別利益・損失から託送収益・費用を機能別原価等へ適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の託送費用関連原価の算定誤り	託送費用関連原価へLNG気化原価を含めて算定していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送費用関連原価を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	事業税の算定において、計算規則によらない方法により算定していた(2事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、事業税を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送資産の運転資本算定誤り	託送資産の運転資本算定において、控除項目の算定方法を誤っていた(10事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送資産の運転資本を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
	同上	託送費用関連項目以外の圧送・ホルダー費用の算定方法(事業者の定める算定方法)の公表漏れ	ガス事業託送収支計算規則 別表第1-2-(2)-②に規定する託送費用関連項目以外の圧送・ホルダー費用の算定方法について、ガス事業託送収支計算規則第6条の規定に基づく事業者の定める算定方法の公表を怠っていた(2事業者)。	ガス事業託送収支計算規則第6条に基づき、託送費用関連項目以外の費用の算定方法について、事業者の定める算定方法に公表すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条、別表第1
	同上	託送供給収益算定時の関連原価の算定誤り	託送供給収益に相当する額として算定する際に、労務費等の託送供給関連原価(単価)へ算入すべき原価を除外し、誤って収益を算定していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給収益算定時の関連原価を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送供給費用算定時の仕入原価の算定誤り	託送供給費用に相当する額として算定する際に、仕入原価(従量原価)を託送供給関連費用に含めて、誤って算定していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給費用を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1
	同上	託送資産の算定時における配賦誤り	託送資産の算定において、対象事業年度の基準による配賦を行っていなかった。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、対象事業年度の配賦方法及び係数を用いて、適正な託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
同上	内部留保相当額管理表上の経営効率化額の計上誤り	内部留保相当額管理表の経営効率化額の記載について、ガス事業会計規則によらない方法により計上していた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、内部留保相当額管理表上の経営効率化額を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.	
同上	託送収益算定時に用いた部門別原価の算定誤り	託送収益の算定において、直近の料金改定時の部門別原価によらない原価(単価)により算定していた(4事業者)。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、適正な託送収益を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1	
同上	事業者が定める算定方法一覧表の記載誤り	ガス事業託送収支計算規則 様式第4(事業者の定める算定方法一覧表)に整理された内容において、記載すべき項目、算定方法及び理由の記載が誤っていた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、事業者の定める算定方法一覧表に正しい内容を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条	

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	託送収支計算書等の作成における料金改定の反映漏れ	託送収支計算書の「自社大口需要家からの託送収益」及び「自社規制需要家からの託送収益」を算定する際、改定前後のそれぞれの需要に料金表又は原価単価を適用して計算していなかった。	託送収支計算書の託送収益を算定する際には、料金改定前後の需要及び料金表または原価(単価)を反映すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)(3)
57	同上	同上	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際、改定前後の託送供給関連部門事業報酬額を日数按分して計算していなかった。	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際には、改定前後の託送供給関連部門事業報酬額を日数按分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (1)
58	同上	同上	超過利潤計算書の「想定原価と実績費用との乖離額」を算定する際、託送供給関連部門総原価及び託送供給関連部門事業報酬額を日数按分して計算していなかった。	超過利潤計算書の「想定原価と実績費用との乖離額」を算定する際には、託送供給関連部門総原価及び託送供給関連部門事業報酬額を日数按分すべきである。	ガス事業託送収支計算規則別表第3 1. (5)
59	同上	同上	超過利潤累積額管理表の「当期超過利潤累積額」を算定する際、料金改定後の当期超過利潤額に補正し、累積額を計算していなかった。	超過利潤累積額管理表の「当期超過利潤累積額」を算定する際、料金改定後の当期超過利潤額に補正して累積額を計算すべきである。	ガス事業託送収支計算規則別表第3 2. (2)
60	同上	製品売上、営業雑収益及び付帯事業収益の金額の記載誤り	資金運用に係る営業外収益の算定において、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び付帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により整理すべきところ、その算定に用いる製品売上、営業雑収益及び付帯事業収益の金額が前年度の金額のままになっていた。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び付帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により整理すべきなので、その算定に用いる製品売上、営業雑収益及び付帯事業収益の金額を当該年度の金額に修正した上で、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)
61	同上	付帯事業収入の計上区分誤り	付帯事業(プロパン事業)に係る自社設備の残存簿価相当額を、保証金収入としてスイッチング後のガス事業者より回収したが、「その他」に計上すべきところ、「雑収入」に計上していた。	当該付帯事業収入を雑収入からその他に振り替えるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3 (2)
62	同上	「その他託送供給関連収益」のうち、補償料収入(自社分)の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」のうち補償料収入について、自社分の補償料収入としてバーチャル計上すべき実績があるにもかかわらず収益計上されていなかった。これにより、「補償料収入」が過少に計上されていた。	イコールフットの観点から、自社小売部門から受け取る自社需要家に係る取引額をバーチャル計算して適正に収益計上すべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)(6)
63, 64	同上	「その他託送供給関連収益(付帯サービス料収入)」のうち、託送供給検討料(自社分)の計上漏れ	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」のうち、「付帯サービス料収入(託送供給検討料収入)」について、自社分の託送供給検討料が計上されていなかった。これにより、「付帯サービス料収入(託送供給検討料収入)」が過少に計上されていた(2事業者)。	イコールフットの観点から、自社小売部門から受け取る自社需要家に係る取引額をバーチャル計算して適正に収益計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)(6)
65~68	同上	自社大口需要家からの託送収益の算定誤り	「自社大口需要家からの託送収益」の算定において、当該事業者の個別の大口需要家に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきところ、当該方法により算定していなかった(4事業者)。	「自社大口需要家からの託送収益」は、当該事業者の個別の大口需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
69, 70	同上	自社卸先事業者からの託送収益の算定漏れ	「自社卸先事業者からの託送収益」の算定において、卸先事業者に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益が適正に算定されていなかった(2事業者)。	「自社卸先事業者からの託送収益」を省令に規定する方法にもとづき適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (3)
71	同上	自社規制需要家からの託送収益の算定誤り	「自社規制需要家からの託送収益」の算定において、当該事業者の規制需要販売量に小口部門託送供給関連原価単価を乗じて算定するが、その際、当該小口部門託送供給関連原価単価は直近の料金改定時の値を使用すべきところ、誤って前々回の料金改定時の値の一部を使用して算定していた。	「自社規制需要家からの託送収益」は、当該事業者の規制需要販売量に小口部門託送供給関連原価単価を乗じて算定するが、その際、当該小口部門託送供給関連原価単価は省令別表第1の1.(注2)に規定されている直近の料金改定時の値を使用すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (4)
72	同上	託送需要の存在しない事業者の託送収支計算書の託送収益の算定誤り	ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(算定の根拠とすべき規制需要販売量に「加熱用・その他」分を含めて誤って算定していた。)	省令に規定された算定方法にもとづき適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第4
73	同上	供給販売費の機能別配賦係数の計算誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、一部の費目について、ガス事業託送供給収支計算規則とは異なる配賦基準で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準と異なる合理的な方法により供給販売費を機能別に配賦する際は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①
74	同上	託送収支計算書の費用の計上漏れ及び配賦係数の誤り	託送収支計算書において、製造費及び供給販売費の機能別原価の算定過程で、配賦基準及び直接配賦すべき費用の不算入により、「租税課金」「消耗品費」「その他経費」に誤りがあった。また、機能別原価が誤っていたことにより、機能別原価金額比により配賦した一般管理費及び営業外収益・営業外費用の金額に誤りがあった。さらに、託送収支計算書の営業外収益「その他」の金額にも誤りがあった。	省令に規定されたとおり、製造費及び供給販売費について直接配賦出来る費用は直接配賦し、それ以外の費用は適切な配賦基準により配賦して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. 3.
75	同上	製造費の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	熱調設備を有しており熱調機能に関連する資産・費用が発生しているにも関わらず、製造費を従量/LNG受入/LNG貯蔵/LNG圧送/LNG気化/LNG熱調/その他工場に機能別配賦する際に、「LNG熱調」へ費用が配賦されておらず、適切な配賦係数(人員比)での計算が行われていなかった。	製造費を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)は、「LNG熱調」機能の人員数も加味したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①
76	同上	需要開発費(供給販売費)の機能別配賦誤り	需要開発費に計上されている金額のうち、器具販売収益に寄与するための費用分を器具販売費用勘定(託送機能外)に振り替えるためにマイナス計上された金額の一部が託送機能に整理されていた。	託送機能外に特定される金額は、全額託送機能外へ整理し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①
77	同上	減価償却費(供給費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	減価償却費(供給費)を機能別配賦する際に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにもかかわらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	減価償却費(供給費)を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①
78	同上	一般管理費の機能別配賦係数(固定資産帳簿価額比)の集計誤り	当年度(平成28年度)に新規取得した供給設備に含まれる土地分が配賦係数に加味されておらず、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	当年度(平成28年度)に新規取得した供給設備に含まれる土地分を配賦係数に加味し、適正な計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
79～83	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送収支計算書の託送費用の算定において、一般管理費については事業税を除いて省令に規定する方法によって整理すべきところ、事業税を含めて算定していた(5事業者)。	託送収支計算書の託送費用の算定において、一般管理費は事業税を除いて省令に規定する方法によって整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
84	同上	一般管理費の金額の記載誤り	一般管理費の託送費用としての整理において、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すべきところ、配賦すべき一般管理費の金額が前年度の金額のままとなっていた。	一般管理費の託送費用としての整理において、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比により配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)②
85	同上	一般管理費の計上漏れ	託送収支計算書の作成にあたり一般管理費を構成する業務内容に応じた各項目を算出する過程で、託送関連費用配賦項目のひとつであるLNG圧送費用が算式から漏れていたため、一般管理費の項目(人事関連、土地建物関連、一般管理)に金額の誤りがあった。	省令に規定されたとおり機能別原価項目であるLNG圧送費用に配賦した費用は託送費用として適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)②
86	同上	託送需要の存在しない事業者の託送収支計算書の託送費用の算定誤り	ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(託送費用の算定において根拠とすべきガス事業に係る費用を誤って算定していた。)	省令に規定された算定方法にもとづき適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第4
87	同上	同上	ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(根拠とすべきガス売上高を誤って算定していた。)	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第4
88	同上	託送収支計算書の営業外収益(資金運用)の計上漏れ及び配賦係数の算出誤り	託送収支計算書における営業外収益(資金運用)の算定において、託送供給関連部門に整理・配賦する前の営業外収益の計上にもれがあり、また、託送供給関連部門に配賦する係数の算出方法に誤りがあった。	計上漏れは計上し、省令に規定された料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により営業外収益(資金運用)を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)
89	同上	営業外費用(雑支出)の配賦に適用する配賦基準誤り	営業外費用のうち雑支出に整理される金額に対して、事業者ルールの届出なく、省令とは異なる配賦基準(固定資産金額比)で配賦を行っていた。	省令に規定された配賦基準(発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(6)
90	同上	営業外項目及び特別項目の配賦誤り	営業外収益・費用及び特別利益・損失のうち機能別直課できなかった金額は、託送供給関連部門に係るものと託送供給関連部門外に係るもので構成されるが、全額託送外収益・費用として整理されていた。	機能別に直課できない損益は、託送機能を含む各機能へ再配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
91	同上	営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の計算誤り	営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の計算において、「その他の営業外費用」の直接配賦分の計上を失念していた。	営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の算定においては、規則に基づき、適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(7)
92	同上	雑収入、雑支出等及び特別損失の算定誤り	ガス事業に係る雑収入、雑支出等及び特別損失の算定において、発生の主たる要因に応じて直接配賦することができない場合には機能別原価項目の金額比により整理すべきところ、誤って固定資産金額比により整理していた。	ガス事業に係る雑収入、雑支出等及び特別損失は、発生の主たる要因に応じて直接配賦することができない場合には機能別原価項目の金額比により整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(2)(6)(8)
93	同上	営業外収益及び特別利益算定時の料金収入比の計算誤り	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の算定において使用する料金収入比の算定について、託送供給収益の実績がなかったために託送収益として整理した金額を0円として誤って料金収入比を算定していた。	資金運用に係る営業外収益及び特別利益の算定において使用する料金収入比は、製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める省令別表第1の1. に定めるところにより託送収益として整理した額の合計額の割合で求めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(1)(4)
94	同上	特別損失の配賦誤り	託送収支計算書の特別損失の算定において、「ガスホルダー修繕引当金」等発生の主たる要因に応じて直接配賦できるものを直接配賦できないものとして、機能別原価項目の金額比で整理していた。	託送収支計算書の特別損失の算定において、発生の主たる要因に応じて直接配賦できるものは直接配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)
95	同上	特別損失の算定誤り	特別損失を算定する際、本来、一般ガス事業からは除外すべき製品自主回収関連損失を除外せず、総額を機能別原価項目金額比で機能別に配賦していた。	特別損失の算定においては、一般ガス事業とは直接関係ない費用は除外した上で、発生の主たる要因に応じて直接配賦すべきものは直課し、直課できないものは、機能別原価項目金額比で機能別に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)
96、97	同上	事業税の計算誤り	事業税を配賦する際、ガス売上高に対する託送収益の比によって計算していた(2事業者)。	事業税の算定においては、規則に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって適正に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
98	同上	同上	事業税を配賦する際、課税標準となる収入の額を誤って計算していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
99	同上	同上	事業税について、所得を課税標準としている場合には、営業費(租税課金)に計上される事業税額は「0」であるため、託送収支計算書に整理する事業税額も「0」とすべきところ、収入金額を課税標準として試算した金額を事業税として計上していた。	事業税の算定においては、同社の課税基準に基づき適正に算定すべきであり、所得を課税標準としているのであれば、事業税額は「0」とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
100	同上	事業税及び法人税等の算定誤り	託送収支計算書における事業税の算定において、課税標準となる額に当年のガス売上高を計上せず、前年のガス売上高を計上していた。同様に法人税等の算定において、法定実効税率に前年度の数値を使用して算定していた。	省令に規定された算定方法にもとづき適正に算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1, 2(4)、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1, 3(9)
101	同上	法人税補正額の計算誤り	営業外収益(雑収入を除く)等の計上があるにも拘わらず、法人税補正額の算定を失念していた。	規則に基づき、営業外収益(雑収入を除く)等の計上がある場合は、法人税補正額を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(4)
102	同上	超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」の計算誤り	超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、「実績費用」値は大口・小口合計で算定される託送収支計算書の各数値を参照している。一方で、「想定原価」値は直近の料金改定時における小口部門のみの総原価を参照していることから、「想定」と「実績」で数値の範囲が一致していない。	「想定原価」値は、大口部門・小口部門合計で算定される数値を使用し、適正に計算を行うべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(5)

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
103	託送供給収支	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」の計算誤り	超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際に使用する託送供給関連部門事業報酬割合に、小口部門のみの割合を使用していた。	託送供給関連部門事業報酬割合は、大口・小口合計の割合を使用し、「託送供給関連部門事業報酬額」の計算を適正に行うべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(1)
104	同上	減少事業報酬額の計算誤り	超過利潤計算書を作成する際、直近料金改定時には算定していなかったにも拘わらず、減少事業報酬額を計上していた。	超過利潤計算書の作成において、直近料金改定時に算定していた場合のみ減少事業報酬額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(2)
105	同上	内部留保相当額管理表の還元義務額残高の算定誤り	内部留保相当額管理表の還元義務額残高の算定に際し、経営効率化比率の算定式中の「直近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合」に100分の50を乗じて得た額とすべきところを誤って算定していた。	経営効率化比率の算定は、省令に規定された算定方法にもとづいて適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.(3)
106	同上	内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」の記載誤り	内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。	前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.(1)
107~110	同上	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、期末残高の額で算定していた(4事業者)。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
111	同上	同上	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、「建設仮勘定」について期末残高の額で算定していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
112	同上	同上	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、「長期前払費用」のみ期末簿価で算定していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
113	同上	同上	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、全項目について帳簿価額ではなく取得原価の期首期末平均の額で算定していた。	同上	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
114	同上	同上	託送資産の算定において、運転資本を営業費等(減価償却費、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とすることになっているが、一般管理費の控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を控除しないまま算定していた。	託送資産の運転資本の算定は、営業費等(減価償却費、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とすることになっているため、一般管理費の控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を控除した上で、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
115	同上	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額の算定において、直近5年間(平成24~28年度)の実績額を記載しその実績額に基づき算定すべきところ、平成25~28年度の実績額と平成29年度の実績見込額を記載し、その記載した額で算定していた。	本支管投資額の算定は、省令別表第2の規定に基づき、直近5年間の実績額を記載しその実績額に基づき算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
116,117	同上	導管投資額の算定誤り	供給計画様式第12に掲げる導管に係る投資額の算定において、高圧及び中圧のものに限って算定すべきところ、低圧のものを含めて算定していた(2事業者)。	供給計画様式第12に掲げる導管に係る投資額は、省令別表第3の3の規定に基づき、高圧及び中圧のものに限って算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 3.
118	同上	託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算誤り	託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算において、「需要家共通」分を直課分に合算するのを失念していた。	託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算においては、規則に基づき、適正に計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法
119	同上	託送資産明細書の運転資本の算出過程の数値に過年度の数値を誤使用	託送資産明細書における運転資本の算出過程において、営業費等(減価償却費、固定資産除却損を除く)の合計額の算定の際、控除する一般管理費の減価償却費について平成27年度決算の額を用いていたため、運転資本が誤って算定されていた。	適正な数値を用いて省令に規定された方法により運転資本を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法2
120	同上	託送資産明細書の「長期前払費用」の機能別配賦誤り	当年度(平成28年度)に新設したガバナーステーション工事(中圧A導管に係る工事)から生じた費用を長期前払費用として計上しているが、「供給販売部門管理(直課不能分)」に整理したうえで固定資産全体の機能別金額比をもって各機能に配賦されていた。	当該工事は「中圧A導管」に係る工事であることから、機能別配賦において「供給販売部門管理(直課不能分)」に整理するのではなく「中圧導管」へ直課すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
121	同上	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」を機能別配賦する際に、業務設備(販売)分の各機能(供給管・メータ~需要家共通)への配分に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 1.
122	同上	託送資産明細書の建設仮勘定額算定における業務設備(建物分)の配賦係数誤り	託送資産明細書の建設仮勘定額算定において、業務設備(建物分)を配賦する際に、事業者ルールの届出なく、省令とは異なる配賦基準(期末有形固定資産帳簿価額比)で配賦を行っていた。	省令に規定された配賦基準(直課した固定資産金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 1.
123	同上	託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り	託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)を機能別配賦する際に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。	託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
124	託送供給収支	託送資産明細書の「無形固定資産」の計上漏れ	託送供給収支の算定において、会計ソフトウェアについては、供給販売費のうちの減価償却費の対象として費用計上しているが、託送資産明細書には「無形固定資産 0円」と記載されていた。	平成28年度内に取得した会計ソフトウェアを年度内に全額費用処理した場合であっても、託送資産明細書には無形固定資産の取得額、減価償却費相当額及び期末残高を明記すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 2.
125	同上	託送収支計算書の公表の怠り	託送収支計算書等について、営業所等、公衆の見やすい箇所への掲示等による公表を行っていなかった。	託送収支計算書等については、規則に基づき、営業所、事業所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第8条第3項
126	同上	託送収支計算書について	託送収支計算書を作成する過程で数値の入力ミスがあり、結果として託送収支計算書に記載してある数値が誤っていた。	託送収支計算書の誤記について速やかに修正し、公表すること。	ガス事業法第53条第1項、第2項、ガス事業託送供給収支計算規則第3条、第8条



## 平成29年度監査指摘事項推移表（電気）

本省分

指摘事項	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13	計
約款の運用	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (4)
財務諸表	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
部門別収支	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
託送供給等収支	2 (0)	3 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	20 (1)
禁止行為	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)
総計	6 (2)	6 (1)	6 (3)	6 (0)	5 (1)	4 (0)	3 (2)	3 (3)	3 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	43 (15)

※ 事業者名を伏すために、E1からE13の略称を設定している。

※ ( ) 内は平成28年度監査指摘事項の数を示している。

## 監査指摘事項推移表（ガス）

本省分

指摘事項	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	計
約款の運用	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
財務諸表	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
託送供給収支	10 (6)	4 (4)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (18)
部門別収支	0 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (10)
総計	12 (9)	4 (6)	2 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (28)

※ 事業者名を伏すために、G1からG10の略称を設定している。

※ ( ) 内は平成28年度監査指摘事項の数を示している。